

## ●香川県公告第六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年一月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 一 届出の概要

#### 1 届出者の名称及び住所

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン多度津ショッピングセンター

仲多度郡多度津町北鴨二丁目六二七番地ほか

#### 3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

##### 1 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者

株式会社高橋ふとん店

徳島県徳島市川内町鶴島一〇五一三

##### 2 大規模小売店舗における小売業を中止する者

三菱商事石油株式会社

東京都目黒区下目黒三丁目九番五号

#### 4 変更年月日

平成十三年九月七日

#### 5 変更理由

一 未入居区画へ新たにテナントが入居するため

二 既存テナントのうち一者が大規模小売店舗における小売業を中止するため

### 二 届出年月日

平成十四年一月十七日

### 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

#### 1 縦覧場所

香川県商工労働部商工政策課

多度津町役場産業課

#### 2 縦覧期間

平成十四年一月二十九日（火曜日）から同年五月二十九日（水曜日）まで

### 四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十四年五月二十九日（水曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部商工政策課及び多度津町役場産業課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

#### 1 記載すべき項目

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

#### 2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇

高松市番町四丁目一番十号

香川県商工労働部商工政策課商業・組織グループ